

# 幼保連携型認定こども園 の設置の認可に係る 申請書及び添付書類

平成28年1月30日

施設の名称：

様式第1号

平成 年 月 日

青森市長 様

法人名

住所

代表者氏名

印

### 幼保連携型認定こども園の設置の認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地
- 3 幼保連携型認定こども園の長となるべき者の氏名

※就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条の規定により準用する学校教育法第10条の届出を兼ねる。

- 4 開設の時期  
平成 年 月 日
- 5 幼保連携型認定こども園の目的

施設の名称：

6 教育及び保育の目標並びに主な内容  
(教育及び保育の目標)

(主な内容)

7 幼保連携型認定こども園において教育及び保育を行う子どもの数 (利用定員) (単位：人)

人数	保育を必要とする子ども 以外の子ども (満3歳以上)				保育を必要とする子ども (満3歳以上)				保育を必要とする子ども (満3歳未満)				合計
	5歳	4歳	3歳	計	5歳	4歳	3歳	計	2歳	1歳	0歳	計	

8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号) 第2条各号に掲げる事業のうち、幼保連携型認定こども園が実施する子育て支援事業

実施する事業	事業の内容
	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※実施する事業に○を記入すること。

施設の名称：

幼保連携型認定こども園の設置の認可申請書の添付書類

様式番号	添付資料	添付書類	申請者 確認欄
	1-1	法人の履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内）	
第2号		職員配置計画表	
第3号		職員名簿	
	3-1	職員に関する教育職員免許状、保育士証等資格を証明する書類（写）	
第4号		幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類	
	4-1	園長等の履歴書	
第5号		誓約書	
第6号		施設概要調書	
	6-1	建物の建築確認通知書及び検査済証の写し	
	6-2	建物の全部事項証明書（申請日から3か月以内）及び使用の権利を証明する書類	
	6-3	土地の全部事項証明書（申請日から3か月以内）及び使用の権利を証明する書類	
	6-4	施設の案内図（近隣の交通機関等からの施設までの道順を記載した図面） ・配置図（園舎・園庭等、敷地上の施設・設備の配置状況を記載した図面）	
	6-5	建物の各階平面図（用途及び面積を記載したもの）・立面図	
	6-6	建物内外主要部分の写真	
	6-7	公図（申請日から3か月以内、法務局で取得できない場合は不要）	
	6-8	地積測量図（申請日から3か月以内、法務局で取得できない場合は不要）	
	6-9	他の施設と兼ねる設備の概要がわかる書類	
	6-10	園具及び教具の一覧表等	
第7号		施設整備調書	
第8号		施設設備調書（保育室等を2階に設置する場合）	
	8-1	各項目について証明する写真や書類等の写し	
第9号		施設設備調書（保育室等を3階以上に設置する場合）	
	9-1	各項目について証明する写真や書類等の写し	
第10号		運営に関する計画書	
第11号		教育及び保育に従事する職員の研修計画	
第12号		研修計画表	
第13号		満3歳以上の園児に対する外部搬入実施に関する調書	
	13-1	満3歳以上の園児に対する外部搬入に係る受託業者との契約書の写し又は案	
	13-2	満3歳以上の園児に対する外部搬入に係る受託業者の有する営業許可等の写し	
	13-3	調理機能を有する設備の概要がわかる資料（写真等）	
第14号		自園調理により食事を提供する園児が20人に満たない場合の調理設備に関する調書	
	14-1	調理設備の概要がわかる資料（写真等）	
	15	幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）	
	16	経費の見積り及び維持方法を記載した書類	

提出書類は、日本工業規格A4版又はA3版とすること。

網掛け部分の書類は、必要な施設のみ提出すること。

施設の名称：

様式第2号

職員配置計画表

子どもの年齢 (3月31日時点での満年齢)	子どもの年齢ごとの人数		必要な職員の数 (A)		実配置職員数 (B)	学級数 (C)		学級担任数 (D)																						
			・計算式 ①=a×1/3 ②=(b+c)×1/6 ③=d×1/20 ④=(e+f)×1/30	人		学級	人																							
0歳児	人	a	①	人	}	}	}	}	}																					
1歳児	人	b	②	人						}	}	}	}	}																
2歳児	人	c													③	人	}	}	}	}										
3歳児	人	d	④	人																	}	}	}	}						
4歳児	人	e																							⑤合計：	人	}	}	}	}
5歳児	人	f																												
計	人				①～④の合計	人	⑦	学級	人																					
必要とする職員数 ・園長が専任でない場合は、1人追加すること。			⑥	人	⑤の小数点第1位を四捨五入																									

※ この表において配置する職員は、副園長・教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。下線部は青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行日から5年間、「又は」とすることができる。）、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する職員であること。

施設の名称：

(教育・保育に従事する職員の常勤職員相当数計算表)

① 非常勤職員数	② 非常勤職員の 1か月当たり 勤務時間の合計 (非常勤の者全員)	③ 常勤職員の 1か月当たり 勤務時間 (常勤1人分)	④ 常勤換算人数 (②÷③) (小数点第1位を四捨五入) <u>②&lt;③のときは算入不可</u>	⑤ 常勤職員数	⑥ 常勤職員相当数 (④+⑤) 前頁の「実配置職員数」と同じ 数値を記載
人	時間	時間	人	人	人

(②の内訳)

月当たりの労働時間				小計	人数
1日	時間×1月当たり	日=	時間	時間	× 人= 時間
1日	時間×1月当たり	日=	時間	時間	× 人= 時間
1日	時間×1月当たり	日=	時間	時間	× 人= 時間
1日	時間×1月当たり	日=	時間		

[記入上の注意]

- ※1 常勤職員は実人数、非常勤職員は常勤換算値により算定すること。
- ※2 非常勤職員を必要とする職員数の一部に充てる場合の条件は、次のとおりとすること。
  - ①学級担任は専任かつ常勤の者とすること。
  - ②常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。
  - ③常勤の教育・保育に従事する者に代えて非常勤の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること。
- ※3 「常勤職員の1か月当たり勤務時間」は、就業規則等で施設が定めている数値を用いること。

【参考】

「常勤職員の1か月当たり勤務時間」は、労働基準法における法定労働時間が週40時間であるため、これを月当たりに換算した173時間が原則的には最大時間となる。

(週40時間×52週=2,080時間÷12か月=173.3時間/月)

施設の名称：

様式第3号

職員名簿

(1) 園長、副園長（教頭）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭）、助保育教諭及び講師

番号	職名(※1)	氏名	従事内容(※2)		勤務形態(※4)	保有する資格(※4)	
			学級担任	勤務時間帯(※3)			
1	園長				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	様式第4号で確認	
2	副園長(教頭)				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	様式第4号で確認	
3	主幹保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
4	指導保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
5	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等

施設の名称：

(2枚目)

番号	職名(※1)	氏名	従事内容(※2)		勤務形態(※4)	保有する資格(※4)	
			学級担任	勤務時間帯(※3)			
6	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
7	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
8	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
9	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
10	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等

施設の名称：

(3枚目)

番号	職名(※1)	氏名	従事内容(※2)		勤務形態(※4)	保有する資格(※4)	
			学級担任	勤務時間帯(※3)			
11	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
12	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
13	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
14	看護師 (みなし保育教諭)				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等
15					<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要
						保育士登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 看護師等

施設の名称：

[記入上の注意]

- ※1 園長、副園長（教頭）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師は、施設で作成している職務分担表等に基づき記入すること。
- ※2 学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置き、該当者は学級担任の欄に○をつけること。学級ごとに担当する保育教諭等の配置について、特別の事情があるときは、当該保育教諭等は専任の副園長（教頭）が兼ね、又は学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。  
また、従事内容欄は、教育・保育を担当する園児の年齢区分を記載すること。  
なお、副園長（教頭）で幼稚園の教諭免許状を有し、園児の教育及び保育に直接従事する場合は、従事内容欄に担当内容を記載すること。
- ※3 勤務シフト等の設定で、勤務時間が変動する場合は、複数の配置例のうち1例を記載すること（次頁の「教育・保育に従事する職員の勤務時間一覧表」にも記載すること。）とし、開所時間中において、最低基準を上回る配置とすること。
- ※4 園長、副園長及び園児の教育及び保育に直接従事する職員は、勤務形態及び保有する資格について、次のとおりチェックすること。  
また、免許状の写し等、資格を証明する資料（園長、副園長（教頭）は、免許状の写し等の他、「幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類（様式第4号）」）を添付すること。なお、園児の教育及び保育に直接従事する職員は、他の施設の職員と兼ねることができない。

分 類	項 目	内 容
勤務形態	専 任	申請のあった施設のみにおいて教育及び保育に従事する職員
	兼 任	申請のあった施設に加え、他の教育・保育施設等において教育及び保育に従事する職員
	常 勤	各施設の就業規則で定める勤務時間を通じて勤務する形態
	非 常 勤	各施設の就業規則で定める勤務時間の一部を勤務する形態
教諭免許状	有 効	保有する免許状について、修了期限確認日又は有効期間満了日を経過していない場合
	更 新 中	保有する免許状について、更新手続中の場合
	休 眠	保有する免許状について、修了期限確認日又は有効期間満了日を経過している場合
	更 新 不 要	免許保有者が、昭和30年4月1日以前の生年月日である場合
保育士登録	有	保育士登録を行っている場合
	看 護 師 等	保健師資格又は看護師資格を保有しており、保育教諭としてみなす場合 (教諭免許状を有し、当該免許状が休眠状態でないとき又は保育士登録を行っている場合を除く。)

- ※5 平成32年3月31日までの期間に限り、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する看護師又は保健師を、1人に限り、保育教諭とみなすことができる。対象者は、職名欄に「看護師（又は保健師）（みなし保育教諭）」と記載し、保有する資格欄の「看護師等」にチェックすること。  
なお、みなし保育教諭となった看護師又は保健師は、学級担任となることができない。



施設の名称：

(2) 調理員、養護教諭等（主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭）及び看護師等（看護師、保健師及び准看護師）

番号	職名(※1)	氏名	従事内容	勤務形態(※2)	保有資格名(※3)
1	調理員			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
2	調理員			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
3	養護教諭			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
4	保健師			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	

〔記入上の注意〕

※1 職務分担表等に基づき記入すること。

※2 専任、兼任の別をチェックすること。

※3 養護教諭等及び看護師等については資格を記載し、別途、免許状の写し等、資格を証明する資料を添付すること（その他の職種は記載不要）。

※4 満3歳以上の園児に対する給食の外部搬入を行う場合、調理員は設置しないことができる。（外部搬入を実施する場合は様式第13号を作成すること。）

施設の名称：

(3) 事務員、用務員等その他必要な職員

番号	職名(※1)	氏名	従事内容	勤務形態(※2)	保有資格名
1	事務員			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
2	用務員			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任	

[記入上の注意]

※1 職務分担表等に基づき記入すること。

※2 専任、兼任の別をチェックすること。

※3 園児の送迎等で車両運転の業務に携わる者は、保有する運転免許証の名称を記載し、その写しを添付すること。

施設の名称：

様式第4号

平成 年 月 日

## 幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類

### 【園長又は副園長（教頭）の職氏名】

<input type="checkbox"/> 園長 <input type="checkbox"/> 副園長（教頭）	の氏名	
---	-----	--

### 【資格等の内容】

資格等の内容について、適用する条のいずれかにチェックを入れ、その内容を記載すること。

規則第12条（資格の状況及び職の経験についてチェックを入れ、職の経験年数を記載すること。）

資格	・教諭の専修免許状又は一種免許状 <input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 更新中 <input type="checkbox"/> 休眠 <input type="checkbox"/> 更新不要	
	・保育士登録 <input type="checkbox"/> 有	
職の経験	<input type="checkbox"/> 学校及び専修学校の校長 (実務経験 年 か月)	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設及び認定こども園の保育機能施設の長 (実務経験 年 か月)
	<input type="checkbox"/> 学校及び幼保連携型認定こども園の職員等 (実務経験 年 か月) (職名: )	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設及び認定こども園の保育機能施設の職員等 (実務経験 年 か月) (職名: )
	<input type="checkbox"/> その他の職員（第12条第 号に該当） (実務経験 年 か月) (職名: )	<input type="checkbox"/> その他の職員（第12条第 号に該当） (実務経験 年 か月) (職名: )

※職の経験は5年以上であること。

規則第13条（資格者と同等の能力を有すると認められる事由について記載すること。）

資格者と同等の能力を有すると認められる事由	
-----------------------	--

※園長、副園長（教頭）それぞれについて、1部ずつ作成し、履歴書を添付すること。

規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

施設の名称：

(参考)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（抄）

第12条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に5年以上あることとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第1項及び第70条第1項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護 教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成13年法律第105号）による改正前の学校教育法第73条の3第1項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- (4) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校の長の職
- (5) 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- (6) 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職
- (7) 前号に規定する職のほか、外国の学校における第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職
- (8) 少年院法（昭和23年法律第169号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第7条第1項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第2項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第44条に規定する救護院（同法第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職
- (9) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- (10) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- (11) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職
- (12) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職
- (13) 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- (14) 家庭的保育事業等における事務職員の職
- (15) 第1号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- (16) 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

施設の名称：

様式第5号

## 誓約書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の幼保連携型認定こども園の設置の認可申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 申請者及びその役員等が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと。
- 2 青森市子どもの権利条例（平成24年青森市条例第73号）の基本的な考え方を踏まえつつ、園児の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。
- 3 設置者及び職員は、暴力団員（青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないこと。
- 4 園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。
- 5 設置者は、その職員が、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に影響を与える行為をしないように必要な措置を講じること。
- 6 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- 7 園具及び教具を常に改善し、補充すること。
- 8 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科について、その園児の心身の状況に適合するように課すこと。

平成 年 月 日

青森市長 様

〔設置者（法人）の所在地〕

住 所

〔設置者（法人）の名称〕

（ふりがな）

法人の代表者 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

（ふりがな）

施 設 の 長 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(参考)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）

第17条 略

- 2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。
- (1) 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (3) 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - (4) 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
  - (5) 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
  - (6) 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
  - (7) 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者
    - ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）
    - ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

3～7 略

## 施設概要調書

### 1 園舎及び園庭の状況

(1) 園舎と園庭の位置関係 [ 同一敷地内 隣接敷地内 その他 ]

※「その他」の場合は、「施設整備調書（様式第7号）」中、追加の園庭設置に係る移行特例の部分を記載し、提出すること。

(2) 園舎及び土地の状況

項目	摘要	備考
園舎の構造	① 構造 _____ 造 ② 階数 ( <input type="checkbox"/> 平屋 ・ <input type="checkbox"/> _____ 階建 ) ③ 耐火構造 ( <input type="checkbox"/> 耐火建築物 ・ <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 ・ <input type="checkbox"/> その他 )	建物の建築確認通知書及び検査済証の写しを添付すること。
園舎の利用形態	① <input type="checkbox"/> 自己所有 ② <input type="checkbox"/> 賃貸借 (使用貸借) (契約期間 _____ 年) ③ <input type="checkbox"/> その他 【使用の期限:平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日】(②又は③の場合)	建物の登記簿謄本及び使用の権利を証明する書類 ( <u>契約書の写し等</u> ) を添付すること。
土地の利用形態	① <input type="checkbox"/> 自己所有 ② <input type="checkbox"/> 賃貸借 (使用貸借) (契約期間 _____ 年) ③ <input type="checkbox"/> その他 【使用の期限:平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日】(②又は③の場合)	土地の登記簿謄本及び使用の権利を証明する書類 ( <u>契約書の写し等</u> ) を添付すること。

(3) 面積関係

項目	摘要	備考
園舎の建築面積	. m <sup>2</sup>	次の書類を添付すること。 ①施設の案内図・配置図②建物の各階平面図・立面図 ③建物内外主要部分の写真
園庭の面積	. m <sup>2</sup>	次の書類を添付すること。 ①公図②配置図③地積測量図
その他	. m <sup>2</sup>	
合計	. m <sup>2</sup>	登記簿上の園地の面積と一致すること。

施設の名称：

## 2 設備の状況

室・設備の名称	室数	設置階	延床面積	備考
保健室	室	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設と兼ねる場合は、その概要がわかる書類を添付すること。</li> <li>・保健室と職員室を兼用する場合は一方のみに記載すること。</li> </ul>
職員室	室			
小計	室			
乳児室	室	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上	. m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置階にチェックを入れること。</li> <li>・2階以上に設置する場合は、「施設設備調書（様式第8号、第9号）」を作成し提出すること。</li> <li>・兼用の場合は一方のみに記載すること。</li> </ul>
ほふく室	室		. m <sup>2</sup>	
小計	室		. m <sup>2</sup>	
保育室	室	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上	. m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置階にチェックを入れること。</li> <li>・2階以上に設置する場合は、「施設設備調書（様式第8号、第9号）」を作成し提出すること。</li> <li>・満3歳以上の園児が利用する保育室の数は、学級数以上であること。</li> </ul>
遊戯室	室		. m <sup>2</sup>	
小計 (満3歳以上の園児が利用するもの)	室 ※うち満3歳以上(室)		. m <sup>2</sup>	
調理室 (調理設備)	室	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設と兼ねる場合は、その概要がわかる書類を添付すること。</li> </ul>
便所	箇所	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置階にチェックを入れること。</li> <li>・2階以上に設置する場合は、「施設設備調書（様式第8号、第9号）」を作成し提出すること。</li> </ul>
飲料水用設備	箇所			
手洗用設備	箇所			
足洗用設備	箇所	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えること。</li> </ul>

## 3 園具及び教具の状況

※園で所有する園具及び教具が確認できる一覧表等（様式自由・備品台帳等によって代えることも可）を添付すること。

施設の名称：

4 幼保連携型認定こども園である旨の掲示に関する事項

(掲示を行う場所)
(掲示内容)

※掲示を行う場所について、図面又は写真（日本工業規格A4版とすること。）を添付すること。

5 設備基準における移行特例適用の有無（有・無）  
有無にチェックし、有の場合、施設の種類及び適用する移行特例の項目に○を記入すること。

現在の施設の種類 移行特例の項目	幼稚園（認定こども園を含む。）	保育所（認定こども園を含む。）
園舎の面積（様式第7号）		
保育室又は遊戯室の面積 （様式第7号）		
園庭の面積（様式第7号）		
園庭の追加（様式第7号）		
園舎の構造（様式第8号）		
園児の待避上必要な設備 （様式第8号）		

※平成27年3月31日現在で幼稚園又は保育所を設置する者が、  
①当該幼稚園又は保育所と同一敷地において、  
②当該幼稚園又は保育所の施設・設備を用いて幼保連携型認定こども園に移行する場合、

様式第7号及び第8号の基準を満たしていなくても、幼稚園又は保育所からの移行特例を適用することができます。

平成27年4月1日以降に建て替えを行った園舎で申請を行う場合、移行特例の適用はありません。  
（増築・改築を行った園舎は移行特例の適用があります。）

## 施設整備調書

### 1 園舎及び保育室等

	認可基準面積										
<p>園舎</p> <p>【基準】</p> <p>(ア) ≥ (A)</p>	<p>○園舎の面積基準</p> <p>学級数に応じた面積（下の表による）と満3歳未満の園児数に応じ算定した面積の合計</p> <p>・学級数 ( ) クラス (a) / <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学級数</th> <th style="width: 70%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2学級</td> <td>320 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>3学級</td> <td>420 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>4学級以上</td> <td>1学級ごとに100 m<sup>2</sup>増加</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">+ (D) + (F) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (A)</p> <p style="text-align: right;">●園舎の面積： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (ア)</p>	学級数	面積	1学級	180 m <sup>2</sup>	2学級	320 m <sup>2</sup>	3学級	420 m <sup>2</sup>	4学級以上	1学級ごとに100 m <sup>2</sup> 増加
学級数	面積										
1学級	180 m <sup>2</sup>										
2学級	320 m <sup>2</sup>										
3学級	420 m <sup>2</sup>										
4学級以上	1学級ごとに100 m <sup>2</sup> 増加										
<p>※移行特例 (保育所)</p> <p>【基準】</p> <p>(ア) ≥ (A')</p>	<p>○特例基準</p> <p>園児数に応じ算定した居室面積の合計 ⇒ (B) + (C) + (E) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (A')</p>										
<p>乳児室又は ほふく室</p> <p>【基準】</p> <p>(イ) ≥ (B)</p> <p>(ウ) ≥ (C)</p>	<p>○乳児室の面積基準</p> <p>(満2歳未満でほふくしない園児数) × 3.3 m<sup>2</sup></p> <p>(                      人) × 3.3 m<sup>2</sup> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (B)</p> <p style="text-align: right;">●乳児室の面積： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (イ)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ほふく室の面積基準</p> <p>(満2歳未満でほふくする園児数) × 3.3 m<sup>2</sup></p> <p>(                      人) × 3.3 m<sup>2</sup> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (C)</p> <p style="text-align: right;">●ほふく室の面積： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (ウ)</p> <p style="text-align: right;">(B) + (C) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (D)</p>										
<p>保育室又は 遊戯室</p> <p>【基準】</p> <p>(エ) ≥ (E)</p> <p>(b) ≥ (a)</p> <p>(※幼稚園の移行特例適用時、(b) ≥ (a)の基準のみ使用)</p>	<p>○保育室又は遊戯室の面積基準</p> <p>(満2歳以上の園児数) × 1.98 m<sup>2</sup></p> <p>(                      人) × 1.98 m<sup>2</sup> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (E)</p> <p>・満3歳以上の園児に係る保育室の数 ( ) 室 (b)</p> <p style="text-align: right;">●保育室等の面積： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (エ)</p> <hr style="border-top: 1px solid black;"/> <p>○園舎の面積基準の計算に使用する部分</p> <p>(満2歳以上3歳未満の園児数) × 1.98 m<sup>2</sup></p> <p>(                      人) × 1.98 m<sup>2</sup> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                    </span> m<sup>2</sup> (F)</p>										

2 園庭

	認 可 基 準 面 積										
<p>園庭</p> <p><b>【基準】</b> (オ) ≥ (G)</p>	<p>○園庭の面積基準</p> <p>学級数に応じた面積 (①) と満3歳以上の園児数に応じ算定した面積 (②) のうち大きいもの (③) と、満2歳以上満3歳未満の園児数に応じ算定した面積 (④) の合計</p> <p>・学級数に応じた面積 <u>学級数 ( ) クラス</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 300px;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">学級数</th> <th style="padding: 2px;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1学級</td> <td style="padding: 2px;">330 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2学級</td> <td style="padding: 2px;">360 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3学級</td> <td style="padding: 2px;">400 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4学級以上</td> <td style="padding: 2px;">1学級ごとに80 m<sup>2</sup>増加</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">= _____ m<sup>2</sup> (①)</p> <p>・満3歳以上の園児に応じ算定した面積 (満3歳以上の園児数) × 3.3 m<sup>2</sup> ( _____ 人) × 3.3 m<sup>2</sup> = _____ m<sup>2</sup> (②)</p> <p style="margin-left: 40px;">[(①) と (②) を比較して大きい面積] = _____ m<sup>2</sup> (③)</p> <p>・満2歳以上満3歳未満の園児数に応じ算定した面積 (満2歳以上満3歳未満の園児数) × 3.3 m<sup>2</sup> ( _____ 人) × 3.3 m<sup>2</sup> = _____ m<sup>2</sup> (④)</p> <p style="margin-left: 40px;">(③) + (④) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">_____ m<sup>2</sup> (G)</span></p> <p>●園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設ける園庭の面積： _____ m<sup>2</sup> (オ)</p>	学級数	面積	1学級	330 m <sup>2</sup>	2学級	360 m <sup>2</sup>	3学級	400 m <sup>2</sup>	4学級以上	1学級ごとに80 m <sup>2</sup> 増加
学級数	面積										
1学級	330 m <sup>2</sup>										
2学級	360 m <sup>2</sup>										
3学級	400 m <sup>2</sup>										
4学級以上	1学級ごとに80 m <sup>2</sup> 増加										
<p>※移行特例 (幼稚園)</p> <p><b>【基準】</b> (オ) ≥ (H)</p>	<p>○特例基準</p> <p>学級数に応じた面積 (①) と満2歳以上満3歳未満の園児数に応じ算定した面積 (④) を合計した面積</p> <p>(①) + (④) = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">_____ m<sup>2</sup> (H)</span></p>										
<p>※移行特例 (保育所)</p> <p><b>【基準】</b> (オ) ≥ (I)</p>	<p>○特例基準</p> <p>満2歳以上の園児数に応じ算定した面積</p> <p>(満2歳以上の園児数) × 3.3 m<sup>2</sup> ( _____ 人) × 3.3 m<sup>2</sup> = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">_____ m<sup>2</sup> (I)</span></p>										
<p>※移行特例 (幼稚園・保育所)</p> <p><b>【基準】</b> (キ) ≥ (H) (幼稚園)</p> <p>(キ) ≥ (I) (保育所)</p>	<p>○特例基準</p> <p>園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設ける園庭の面積 (オ) が (①) 又は (②) の面積以上である場合 [(オ) ≥ (①) 又は (②) ※] で、追加の園庭を設ける場所について、①園児が安全に移動できる②園児が安全に利用できる③園児が日常的に利用できる④教育及び保育の適切な利用が可能な場所であること。(※幼稚園は (①)、保育所は (②) を適用)</p> <p>(オ) _____ m<sup>2</sup> + (カ) 追加する園庭の面積 _____ m<sup>2</sup> = _____ m<sup>2</sup> (キ)</p>										

施設設備調書（保育室等を2階に設置する場合）

確認事項

幼保連携型認定こども園において保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所）を2階に設置する場合は、以下の項目について記載すること。

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。	
2	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。 ※保育所からの移行特例を適用する場合、下線部を「耐火建築物又は同条第9条の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とすること。	
3	常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。	
4	次に掲げる避難用の設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 屋内階段（建築基準法上の避難階段で次の条件を満たすもの） ・1階から2階までの部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室を通じて連絡していること ・階段室・バルコニー・付室は開口部・窓・出入り口を除き耐火構造の壁で囲むこと ・階段室及び付室の天井・壁の室内面は、下地・仕上げを不燃材料ですること ・屋内からバルコニー又は付室に通じる出入り口は特定防火設備とすること ・バルコニー又は付室から階段室に通じる出入り口は防火設備とすること ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は非常用の滑り台 ④ 屋外階段	備える設備は全て記載すること
5 ※幼稚園から移行する場合	園児の待避上必要設備を備えること。	

※1 施設の状況について、項目ごと（幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）から移行する場合は項目2及び5）に内容に適合しているか確認すること。

※2 確認後、確認欄に○を付し、項目4については該当する番号を記入すること。

※3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること（日本工業規格A4版縦長）。

施設の名称：

様式第9号

## 施設設備調書（保育室等を3階以上に設置する場合）

### 確認事項

幼保連携型認定こども園において保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所）を3階以上に設置する場合は、以下の項目について記載すること。

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。	
2	常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。 ・屋内階段は建築基準法上の避難階段又は特別避難階段であること ・保育室等が4階以上の場合、屋外階段は建築基準法上の屋外避難階段であること	
3	次に掲げる避難用の設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 屋内階段（建築基準法上の避難階段で次の条件を満たすもの又は特別避難階段） ・1階から3階（保育室等が4階以上の場合には保育室等が設けられている階）までの部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室を通じて連絡していること ・保育室等が4階以上の場合、バルコニー又は付室には外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備（特別避難階段に設置するものその他有効に排煙できるもの）を有すること ・階段室・バルコニー・付室は開口部・窓・出入り口を除き耐火構造の壁で囲むこと ・階段室及び付室の天井・壁の室内面は、下地・仕上げを不燃材料ですること ・屋内からバルコニー又は付室に通じる出入り口は特定防火設備とすること ・バルコニー又は付室から階段室に通じる出入り口は防火設備とすること ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ※保育室等が4階以上の場合、耐火構造の屋外傾斜路のみ ③ 屋外階段 ※保育室等が4階以上の場合、建築基準法上の屋外避難階段であること	
4	項目2及び3に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
5	調理室に次に掲げる設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されるとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ② スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
6	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
7	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
8	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	
9	満3歳未満の園児の用に供するものであること（原則）。	

※1 施設の状況について、項目ごと（項目3及び5については、該当する番号を記載すること。）に内容に適合しているか確認すること。

※2 確認後、確認欄に○を付すこと。

※3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること（日本工業規格A4版縦長）。

施設の名称：

様式第10号

## 運営に関する計画書

平成 年 月 日現在

### 1 教育週数・開園日・開園時間・休園日

教育週数	週		※39週以上とすること。				
開園日	保育を必要とする子ども以外の子ども	□日曜日 □月曜日 □火曜日 □水曜日 □木曜日 □金曜日 □土曜日					
	保育を必要とする子ども	□日曜日 □月曜日 □火曜日 □水曜日 □木曜日 □金曜日 □土曜日					
開園時間		時	分	～	時	分	
教育を行う時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜日	時	分	～	時	分	
	日曜日	時	分	～	時	分	
教育及び保育を行う時間	平日	保育標準時間	時	分	～	時	分
		保育短時間	時	分	～	時	分
	土曜日	保育標準時間	時	分	～	時	分
		保育短時間	時	分	～	時	分
	日曜日	保育標準時間	時	分	～	時	分
		保育短時間	時	分	～	時	分
休園日	保育を必要とする子ども以外	(長期休業日)  (上記以外の休園日)					
	保育を必要とする子ども						

施設の名称：

## 2 地域の子育て支援として実施する事業の概要

事業名	事業内容	実施日数及び時間	対象者	料金	実施場所

※子育て支援事業の実施に当たり配慮する事項

- ①子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものであること。
- ②地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要なものであること。
- ③地域の人材、社会資源の活用を図るよう努められていること。
- ④保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制で行うこと。

## 3 給食の提供方法

提供日	1号	<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日		
	2・3号	<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日		
調理場所	<input type="checkbox"/> 自園調理		<input type="checkbox"/> 外部搬入	<input type="checkbox"/> 調理設備
その他の取組	<input type="checkbox"/> あらかじめ作成した献立による食事の提供 <input type="checkbox"/> 食育（内容：園児用の畑で野菜の栽培や収穫体験を行い、給食の材料に使用） <input type="checkbox"/> アレルギー対応有			

施設の名称：

4 職員又は職員であった者が正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らすこと  
がないよう講じる必要な措置の概要

項 目	<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る規程の整備	<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る研修の実施
	<input type="checkbox"/> その他（具体例の欄に記載）	
具体例		

※措置の概要について裏付ける書類を添付すること。  
（雇用契約書の写し、研修の実施計画等）

5 園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために講じる措置の概要

項 目	<input type="checkbox"/> 相談、苦情受付窓口の設置	<input type="checkbox"/> 相談、苦情内容の記録
	<input type="checkbox"/> その他（具体例の欄に記載）	
具体例		

※苦情受付体制に係る規定を整備している場合は、その書類の写しを提出すること。

施設の名称：

様式第11号

## 教育及び保育に従事する職員の研修計画

### 1 目的

### 2 研修の主な内容

(1) 園長、副園長（教頭）

(2) 保育教諭等

(3) その他の職員

### 3 研修の実施方法

施設の名称：

様式第12号

平成 年度 研修計画表

	研 修 内 容 等	研 修 実 施 機 関	対 象 職 員
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※様式第11号と様式第12号は、研修内容等が一致したものとなるように作成すること。

## 満3歳以上の園児に対する外部搬入実施に関する調書

### 1 確認事項

幼保連携型認定こども園において満3歳以上の園児に対する食事の外部搬入を実施する場合は、設置する調理設備について、以下の欄に記載すること。

項目	内 容	確認欄
1	園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
2	当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、市（保健所を含む。）等に属する栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ※指導を受ける栄養士の氏名及び所属【栄養士 所属 】	
3	調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。	
4	園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー疾患、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	
5	食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
6	必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	

※1 満3歳以上の園児に対する食事の外部搬入業務の内容について、項目ごとに内容と合致しているか確認すること。

確認後、確認欄に○を付すこと。

※2 受託業者との契約書の写し又は案を添付すること（日本工業規格A4版縦長）。

※3 受託業者の有する営業許可証等の写しを添付すること（日本工業規格A4版縦長）。

### 2 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備

(調理機能を有する設備の概要)

※3 設備の概要がわかる資料（写真等）を添付すること（日本工業規格A4版縦長）。

施設の名称：

様式第14号

## 自園調理により食事を提供する園児が20人に満たない場合の調理設備に関する調書

### 確認事項

幼保連携型認定こども園においてその園内で調理する方法（自園調理）により食事の提供を行う園児数（1号認定子どもの数を含む。）が20人に満たないため、調理室を設置しない場合は、設置する調理設備について、以下の欄に記載すること。

（自園調理を行うために必要な調理設備）

（自園調理を行うために必要な調理設備の概要）

※調理設備の概要がわかる資料（写真等）を添付すること（日本工業規格A4版縦長）。